

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 4

個人情報ファイルの名称	バス・タクシー回数券交付簿	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 都市政策課	
個人情報ファイルの利用目的	75 歳以上の免許未保有者に対し、バス・タクシー券を交付するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 郵便番号、6 住所、7 世帯番号、8 宛名番号、9 申請の有無、10 申請日	
記録範囲	武雄市に住民登録を有する 75 歳以上の者	
記録情報の収集方法	杵藤電算センターへの臨時処理依頼	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり部 都市政策課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和 1 2 番地 1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 5

個人情報ファイルの名称	市営住宅管理台帳	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅の管理に関する業務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 続柄、6 障害の種類と程度、7 電話番号、8 勤務先、9 勤務先電話番号、10 収入、11 課税情報、12 生活保護受給の有無、13 振替口座、14 連帯保証人氏名、15 連帯保証人住所、16 連帯保証人生年月日、17 連帯保証人性別、18 連帯保証人との続柄、19 連帯保証人電話番号、20 連帯保証人勤務先	
記録範囲	入居者、連帯保証人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり部 建築住宅課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 6

個人情報ファイルの名称	犬の登録管理システム	
行政機関等の名称	武雄市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 環境課	
個人情報ファイルの利用目的	飼い犬の登録及び各種管理	
記録項目	1 登録番号（鑑札）及び整理番号、2 登録年月日、3 注射番号、4 注射実施日、5 受付区分（集団OR個別）、6 注射会場、7 獣医師名、8 所有者氏名、9 所有者電話番号、10 所有者住所、11 犬の住所、12 犬の種類、13 犬の毛色、14 犬の名前、15 体格、16 年齢、17 生年月日	
記録範囲	武雄市で犬を登録する所有者	
記録情報の収集方法	・ 飼い主から提出される犬の登録申請・犬の登録事項変更届・犬の死亡連絡・市区町村の通知・狂犬病予防注射済票交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	飼い主の転出入した市区町村、保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）まちづくり部 環境課	
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 7

個人情報ファイルの名称	下水道管理システム	
行政機関等の名称	公営企業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道接続状況の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 レコード番号、2 管理番号、3 名称、4 設置者、5 住所、6 設置業者、7 人槽（浄化槽）、8 メーカー（浄化槽）、9 浄化槽区分、10 建物用途、11 放流先、12 放流先BOD、13 処理方式、14 使用開始年月日、15 点検業者、16 補助区分、17 建物名、18 設置届年月日（浄化槽）、19 廃止区分、20 廃止届年月日、21 廃止理由、22 備考、23 付属図名	
記録範囲	下水道に接続するもの	
記録情報の収集方法	提出された排水設備等新設等(変更)計画申請書及び個人設置浄化槽寄附申出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり部 下水道課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 8

個人情報ファイルの名称	公共下水道受益者負担金台帳	
行政機関等の名称	公営企業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道受益者負担金及び加入者負担金の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 公共枿番号、2 義務者行政区、3 世帯コード、4 個人コード、5 納付義務者氏名、6 住所、7 収納年月日、8 完納年月日、9 設置地区、10 賦課年度、11 賦課日、12 負担金額、13 納付額、14 不納欠損状況、15 未納付額、16 備考、17 区分、18 供用開始日、19 設置場所、20 受益地番、21 接続状況	
記録範囲	公共枿を設置するもの	
記録情報の収集方法	提出された公共污水枿設置承諾書及び公共ます及び取付管新設等許可申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり部 下水道課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 5 9

個人情報ファイルの名称	浄化槽管理簿	
行政機関等の名称	公営企業管理者	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市営浄化槽の記録及び管理を行うため	
記録項目	1 設置年度、2 浄化槽番号、3 工事番号、4 申請者氏名、5 申請者住所、6 設置場所、7 土地所有者、8 区分、9 延面積、10 放流先、11 居住人員、12 人槽、13 保健所設置届受理日、14 落札業者、15 機種、16 宅内排水業者、17 備考、18 使用／空欄休止／休止状態、19 清掃日、20 保健所休止報告日	
記録範囲	市営浄化槽を設置するもの	
記録情報の収集方法	提出された戸別浄化槽設置申請書、建築物所有者変更届及び個人設置浄化槽寄附申出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) まちづくり部 下水道課	
	(所在地) 武雄市武雄町大字昭和12番地10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の 提案を受ける組織の名称及 び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人 情報が含まれているときは その旨	—
備考	—

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 6 0

個人情報ファイルの名称	浄化槽設置届データ
行政機関等の名称	公営企業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 下水道課
個人情報ファイルの利用目的	汚水処理人口調査を行うため
記録項目	1 廃止区分、2 受付番号、3 旧台帳番号、4 設置届年月日、5 設置者住所、6 設置者氏名、7 市町名、8 設置場所、9 メーカー、10 浄化槽の名称、11 高度処理、12 認定番号、13 処理対象、14 建築物用途コード、15 建築物用途、16 建築物名、17 人槽、18 日平均汚水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）、19 BOD除去率（％）、20 放流水 BOD（ mg/L ）、21 放流先、22 工事業者、23 着工予定年月日、24 処理方式、25 設置区域の種別、26 点検業者、27 使用開始届年月日、28 使用開始年月日、29 廃止届年月日、30 廃止年月日、31 廃止理由
記録範囲	浄化槽を設置するもの
記録情報の収集方法	杵藤保健福祉事務所より提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）まちづくり部 下水道課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和12番地10
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		

武雄市個人情報ファイル簿（単票）

No. 6 1

個人情報ファイルの名称	下水道使用料金台帳
行政機関等の名称	公営企業管理者
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部 下水道課
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料金の賦課及び管理を行うため
記録項目	1 水栓番号、2 世代、3 氏名、4 給水先、5 電話番号、6 申込日、7 メーター番号、8 確定指針、9 下水用途、1 0 検針日、1 1 検針日指針、1 2 使用水量、1 3 使用料金、1 4 収納状況、1 5 収納日、1 6 収納方法、1 7 送付先住所、1 8 送付先氏名、1 9 収納口座、2 0 世帯人数（井水世帯）、2 1 供用開始日、2 2 使用開始日、2 3 転居精算日、2 4 休止日、2 5 再開日、2 6 料金用途、2 7 調停開始年月、2 8 開始時指針、2 9 休止時指針、3 0 再開時指針、3 1 賦課排水区分、3 2 備考、3 3 訪問管理状況
記録範囲	下水道に接続するもの
記録情報の収集方法	提出された下水道使用に関する届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	佐賀西部広域水道企業団
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）まちづくり部 下水道課
	（所在地）武雄市武雄町大字昭和 1 2 番地 1 0
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考	—		